

平成22年2月3日開催  
調 査

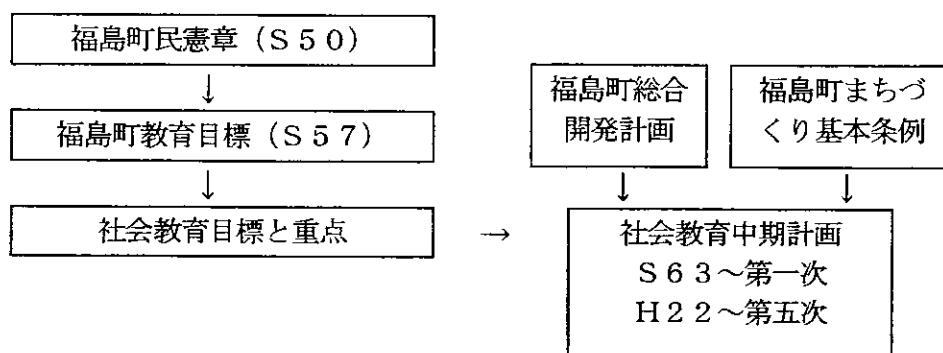
# 総務教育常任委員会資料

- 調査事件1 1 その他所管に関する事項について  
(第五次福島町社会教育中期計画の策定について)
- 調査事件1 2 その他所管に関する事項について  
(町税の収納対策について)

生涯学習グループ・税務グループ

# 調査事件 1 1 その他所管に関する事項について (第五次福島町社会教育中期計画の策定について)

## 1 策定の背景



時代の変化に応じた社会教育活動のあり方を一定期間ごとに見直し、時代の要請に合った考え方のもとに、町民や行政における活動目標や指針を示そうと、上図のように福島町民憲章を根源に昭和63年度を初年度とした5箇年を第一次として、これまで四次にわたり社会教育の中期計画を策定してきたところで

す。

第四次中期計画の期間が平成21年度までであることから、平成22年度から平成26年度までの5年間にわたる第五次の中期計画を策定しようとするものです。

なお、この計画における法的な定めはありません。

## 2 策定のながれ

第五次計画の策定にあたっては、①第四次計画の評価と反省を通し、どのような部分を改善すべきか次期計画への課題等を探る作業 ②小中学生及び成人のアンケートを行い学習ニーズ等を把握 ③職員数減少による総体的な事業量の実行の可能性検討 ④町民・団体等の自主的・主体的な活動展開の取組み手法等を策定段階の課題としてとらえながら、26名の委員で構成する策定委員会に資料を提供し、いろいろな角度から意見等をいただきながら策定検討を進めてきたところです。

### 3 計画策定に至る段階別整理

- |                        |   |            |
|------------------------|---|------------|
| ① 策定委員会からの答申           | → | 策定委員会案     |
| ② ①を受けて教育委員会としての案      | ⇒ | 案（別冊「資料1」） |
| ③ パブリックコメント等を参考に調製したもの | → | 最終案        |
| ④ 教育委員会で③を審議・調製したもの    | → | 計画         |

### 4 添付資料の説明

別冊の「資料1」については、策定委員会からの答申を受けて教育委員会として整理した、前記3における段階別としては②の「案」であり、今後は前記の③、④と、パブリックコメント等の意見を整理しながら、最終的な計画策定に向けて調製を進めていくこととなります。

また「資料2」は、前回計画（第四次）の状況を自己評価した資料であり、策定委員会議の検討において参考資料として用いられたものです。

## 調査事件 1 2          その他所管に関する事項について

### (町税の収納対策について)

#### 1 平成20年度の町税の収納状況について

平成20年度の収納率は、現年度分が95.77%、滞納繰越分が13.19%となりました。

平成19年度の収納率と比べると、現年度分で0.75%、滞納繰越分が3.73%と、いずれも収納率の増加となりました。

平成20年度現年分及び滞納繰越分における各税目の状況は、次のとおりです。

#### 現年度分の収納状況

区 分		平成20年度	平成19年度
現年度分 合計	調 定 額	616,579千円	647,195千円
	収 納 額	590,477千円	614,953千円
	収 納 率	95.77%	95.02%

#### 現年度分における各税目の収納状況

区 分		平成20年度	平成19年度
町民税 (個人)	調 定 額	158,115千円	156,355千円
	収 納 額	151,486千円	148,117千円
	収 納 率	95.81%	94.73%
町民税 (法人)	調 定 額	26,021千円	28,341千円
	収 納 額	26,021千円	27,969千円
	収 納 率	100.00%	98.69%
固定資産税	調 定 額	228,689千円	232,455千円
	収 納 額	222,021千円	224,628千円
	収 納 率	97.08%	96.63%
軽自動車税	調 定 額	6,286千円	6,304千円
	収 納 額	6,167千円	6,148千円
	収 納 率	98.10%	97.53%
国民健康保険税	調 定 額	197,468千円	223,740千円
	収 納 額	184,782千円	208,091千円
	収 納 率	93.58%	93.01%

滞納繰越分の収納状況

区 分		平成20年度	平成19年度
滞納繰越分 合計	調 定 額	168,575千円	159,354千円
	収 納 額	22,238千円	15,077千円
	収 納 率	13.19%	9.46%

滞納繰越分における各税目の収納状況

区 分		平成20年度	平成19年度
町民税 (個人)	調 定 額	27,118千円	23,316千円
	収 納 額	4,833千円	3,623千円
	収 納 率	17.82%	15.54%
町民税 (法人)	調 定 額	1,279千円	1,144千円
	収 納 額	123千円	237千円
	収 納 率	9.62%	20.74%
固定資産税	調 定 額	56,217千円	54,554千円
	収 納 額	4,292千円	1,050千円
	収 納 率	7.63%	1.93%
軽自動車税	調 定 額	367千円	316千円
	収 納 額	170千円	100千円
	収 納 率	46.19%	31.69%
国民健康保険税	調 定 額	83,594千円	80,024千円
	収 納 額	12,820千円	10,067千円
	収 納 率	15.34%	12.58%

2 平成21年度に繰り越した滞納額について

平成20年度から繰り越した滞納額は、国民健康保険税を含め167,910千円となっております。

滞納の主な要因は、水産業における水揚げの減少や、全国的な公共事業の縮減による町内及び出稼ぎ先の雇用機会の減少と賃金の低下等であるととらえております。

区 分	件 数	繰り越した額
町民税 (個人)	459件	28,626千円
町民税 (法人)	14件	1,156千円
固定資産税	547件	55,501千円
軽自動車税	47件	309千円
国民健康保険税	580件	82,318千円
計	1,647件	167,910千円

また、滞納の原因を今年度の納税相談等から分析すると、事業や漁業不振、借財返済、さらには納税意識の希薄さが主な原因ととらえております。

(件比は件数比率、額比は滞納額比率)

事由	生活 困窮	家計 浪費	意識 不足	事業 不振	漁業 不振	失業	病気	借財 返済	行方 不明	その他	計
件数	90	35	122	38	40	29	25	40	19	59	497
件比	18.1%	7.0%	24.6%	7.7%	8.1%	5.8%	5.0%	8.0%	3.8%	11.9%	100%
額比	7.2%	8.2%	12.5%	34.8%	11.9%	3.3%	4.0%	11.4%	2.1%	4.6%	100%

### 3 収納対策について

税は、公平に課税し、公平に納めることが原則です。

収納対策は、徴収面からの税の負担の公平性を確保することにあります。

当町においても、この基本理念に基づき、次の収納対策を講じています。

番号	対策の内容	備考
(1)	口座振替	
(2)	訪問徴収	強化している対策
(3)	水揚げ天引き(漁業)	
(4)	分割納付	
(5)	滞納整理機構への移管	
(6)	納税誓約・納税相談	
(7)	差押 所得税還付金	
(8)	〃 不動産	
(9)	〃 預貯金・給与	
(10)	〃 自動車税還付金	
(11)	督促状・催告書の発送	
(12)	電話催告	
(13)	徴収活動 北海道との共同催告・共同徴収	新規の対策
(14)	〃 全職員による特別徴収班	強化している対策
(15)	〃 管外徴収	強化している対策
(16)	国民健康保険被保険者証の更新時相談の強化	強化している対策
(17)	給与・預貯金・財産調査	
(18)	税務広報等による啓発	
(19)	児童生徒への租税教育の実施	強化している対策
(20)	督促状発送前の注意ハガキ通知(緑ハガキ)	新規の対策
(21)	インターネット公表	新規の対策
(22)	公用車への納税啓発マグネット設置	新規の対策

なお、平成20年度における自主納付と（1）口座振替から（4）分割納付までの収納額は、574,962千円となっております。

(単位；千円)

税目	自主納付	口座振替	訪問徴収	水揚天引き	分割納付
町道民税	87,454	43,626	3,291	1,561	15,985
固定資産税	184,076	36,023	2,636	572	1,514
軽自動車税	4,891	1,236	173	35	1
国民健康保険税	123,676	55,209	4,598	3,613	4,792
計	400,097	136,094	10,698	5,781	22,292

また、今年度から実施した新たな対策と、今年度強化した対策は、次のとおりです。

#### (1) 今年度から実施した新たな対策について

新たな対策は、5ページの一覧表中、(13)と(20)から(22)までの4つの対策です。

(13)の「北海道との共同催告・共同徴収」については、昨年4月、渡島支庁納税課と協議し、4月と12月に町道民税の滞納者に共同催告書を送付、また、10月には函館市在住の滞納者宅を共同訪問しました。

今後とも、北海道との共同収納対策の強化を進めてまいります。

(20)の「督促状発送前の緑ハガキ通知」は、督促状発送前の納税促進のため納期後10日目を目途に発送しています。

前年度同時期の発布済み督促状件数と比べると、770件程度の督促状減少となっており、緑ハガキの納税促進効果が出たととらえています。

年度	督促状発送件数	緑ハガキ発送件数
平成20年度	4,549 件	
平成21年度	3,776 件	2,639 件
増減	△ 773 件	

(21)の「インターネット公売」については、昨年7月10日、ヤフー株式会社へ公売システムの利用申込み、同月23日、「ビジネスID」を取得し、公売参加の環境を整えました。

今年度中の公売参加を想定しながら滞納者と納税相談を繰り返しましたが、公売対象

物の差し押さえ前に一括納税等があり、今年度の公売参加を見送ったところです。

出品想定物	差押見送りの理由と件数
土地（宅地）	一括納税 1件
土地（雑種地）	計画納税 3件
家具など2件	

（22）の「公用車への納税啓発マグネット」は、1月に公用車に設置しました。  
また、役場窓口にて来庁者に口座振替促進などのPR用ポケットティッシュを配布するなど、目に見える啓発活動を進めております。

## （2）今年度強化した対策について

強化した対策は「徴収活動と租税教育の分野」ですが、他の対策にあっても、従来同様、積極的に進めております。

「徴収活動の強化」については、5ページの一覧表中（2）と（14）から（16）までの4対策です。

（2）の「訪問徴収」は、毎月の訪問件数増加の中で、納税の促進、生活実態の調査、さらには納税相談の充実に努めています。

（14）の「全職員による特別徴収班」は、年3回の町内滞納者への活動のほか、今年度から木古内・知内・松前の3町に活動範囲を広げています。

（15）の「管外徴収」は、従来の管外徴収のためだけの出張のほか、今年度から「他の用務での出張の往復」においても滞納者宅を訪問するなど、実質的な管外徴収の強化に努めています。

（16）の「国民健康保険被保険者証の更新時相談の強化」については、10月1日の被保険者証更新にあわせた滞納者に対する計画納税の指導強化であります。  
相談期間に休日を含めるなど、相談環境に配慮した面談を実施しています。  
なお、2月1日現在、被保険者証の制限交付の状況は次のとおりです。

区 分	交付世帯数	人 数
被保険者資格証明書	6世帯	8人
短期被保険者証	33世帯	62人

また、「租税教育の強化」は、(19)の「児童生徒への租税教育の実施」ですが、小中学校、高校への租税教育講師を、従来の函館税務署職員4校、役場職員1校から、今年度は税務署2校(中学校)、役場3校(小学校、高校)としました。

教育現場への地元職員の派遣は、税の重要性を認識してもらう良い機会であるためだけでなく、将来の納税促進につながる活動として今後とも推進してまいります。

#### 4 滞納税の処分の停止状況について

滞納処分の執行停止とは、「滞納者に滞納処分をすることができる財産がないとき等、一定の事由があるときにできる処分」として地方税法第15条の7で規定しています。

処分停止の要件は、同条第1項において次の場合としています。

- 第1号 処分する財産がない
- 第2号 処分によって生活を著しく窮迫させる恐れがある
- 第3号 滞納者所在かつ財産とも不明

当町においても、滞納者に対して各種の対策を講じながら納税を促進するよう指導を重ねておりますが、一定の手続きを経ても、なお納税できないと判断した場合には、地方税法に基づき処分停止をしているところです。

過去3年間における処分停止の状況は、次のとおりです。

(件数は実人数、本税、千円)

	1号(財産なし)		2号(生活窮迫)		3号(行方不明)		合計	
	件数	停止額	件数	停止額	件数	停止額	件数	停止額
平成18年度	14	6,143	30	5,570	11	1,374	55	13,087
平成19年度	6	1,766	32	1,211	12	251	50	3,228
平成20年度	21	5,840	19	5,107	8	1,644	48	12,591

なお、処分停止した滞納者に対しては、今後とも生活状況や財産の調査などを通じ、適切な状況監視を実施してまいります。

#### 5 不納欠損の状況について

不納欠損とは、納税義務の消滅をいいます。

地方税法では、処分停止後3年間停止要件の改善が見られないとき(第15条の7第4項)、または、徴収権を5年間行使しなかった場合(第18条第1項、時効)のいずれ

かに該当した場合、納税義務が消滅すると定義しています。

当町においては、第15条の7の「処分停止後3年間停止要件が改善されなかった滞納者」に対し不納欠損をしています。

平成11年度から今年度（見込み）までの不納欠損は、次のとおりです。

(件数は実人数、本税、千円)

年 度	欠損の状況	
	件数	欠損額
平成11年度	39	18,822
平成12年度	48	19,703
平成13年度	36	13,173
平成14年度	38	6,153
平成15年度	32	6,533
平成16年度	41	10,886
平成17年度	36	8,935
平成18年度	18	4,536
平成19年度	29	7,004
平成20年度	25	4,530
平成21年度(見込)	21	12,056

## 6 収納に関する基本姿勢について

収納に関しては、従来の収納対策を強化充実するとともに、次の考え方を強く押し進めて行くことを基本としております。

- (1) 少額滞納者の収納強化による滞納者数の増加を抑えます。
- (2) 現年度分の優先納付を進め滞納繰越額を抑えます。
- (3) 納税相談により各納税者の状況を把握しながら、計画的な自主納付を優先させます。
- (4) 各種調査の上、十分に資力がありながら滞納している場合には、差押を執行します。